平成27年8月28日

各　　位

上場会社名　尾張精機株式会社
代表者名　取締役社長　兵藤光司
コード番号　７２４９（名証第二部）
問い合せ先　取締役総務部長
児玉啓二
Ｔ　Ｅ　Ｌ　（０５６１）５３－４１２１

「内部統制システムの整備に関する基本方針」の一部改定に関するお知らせ

当社は、平成27年8月28日開催の取締役会において、「内部統制システムの整備に関する基本方針」の一部改定することを決議しましたので、下記のとおり、改定後の内容をお知らせします。

記

１．取締役および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制、
(1) 取締役は法令順守および社会倫理の順守を企業活動の基本とする。
(2) 取締役会は、法令、定款、株主総会決議、取締役会規則に従い、取締役の相互の意思疎通を図り、経営に関する重要事項を決定する。
(3) 取締役は部課長連絡会および各種委員会に出席し使用人の職務遂行状況の確認と監視を行う。
(4) 社長直轄の組織として内部統制室を設置し、内部統制室は業務執行状況の内部監査を行い、定期的に代表取締役社長に報告する。
(5) 反社会勢力による経営活動への関与については毅然とした態度で臨み、総務部を窓口として警察等外部機関や関連団体との信頼関係の構築および情報交換との連携を取り、反社会勢力の排除を行う。

２．取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に対する体制
取締役は、経営に関する情報の社外への流出防止ならびに経営に関する情報の保存および管理を徹底する。

３．損失の危険の管理に関する規程その他の体制
危機管理委員会で全社的なリスク管理体制を適宜見直し、問題点の把握と改善に努め、取締役は「生産活動に直結する危機管理要領」に基づき管轄する部門のリスクコントロールを行う。

４．取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
(1) 全取締役および監査役が出席する取締役会を毎月1回開催し、法令および定款で定められた事

項のほか、重要事項はすべて付議し、業績の進捗についても論議して対策等を検討する。
(2) 経営上重要な事項については週１回取締役による情報交換会を開催し審議する

５．当社並びに子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
(1) 子会社の非常勤取締役または非常勤監査役は、当社取締役、監査役および従業員から選任し、子会社を監査、監視する。
(2) 取締役は海外子会社について週報、月次決算書類、監査報告書の内容確認を行い、また適宜現地にて業務執行状況の確認・監視を行う。
(3) 取締役は国内子会社からは毎月の月次決算について詳細な報告を受け、内容確認を行い、また適宜子会社の視察を行い業務執行状況の確認・監視を行う。

６.監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項
原則として特定はしておりませんが、必要に応じて適宜総務部および関係部署で対応する。

７.前項の使用人の取締役からの独立性に関する事項および当該使用人に対する支持の実効性の確保に関する事項
監査役の職務を補助する使用人はその業務に関し取締役からの干渉を排除するとともに、人事異動、評価等人事権に係る事項について、事前に監査役に報告し、監査役の承認を得る。

８．取締役および使用人が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制
取締役および使用人は監査役または監査役会またはその他の監査役からの照会事項を遅滞なく照会を受けたところへ報告する。

９.監査役に報告した者が報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制
監査役に通報・報告をした者に対し、当該報告を行ったことを理由として不利益な取扱いを行うことを禁止する。

10．監査役の職務の執行について生ずる費用の前払いまたは償還の手続きに関する事項
監査役が職務執行について生ずる費用の前払いまたは債務の償還を請求したときは、明らかに必要がないと認められる場合を除き、その費用を負担する。

11．その他監査役の監査が事項的に行われることを確保するための体制
(1) 監査役の監査は、取締役からの干渉を排除する。
(2) 監査役は代表取締役社長、会計監査人とそれぞれ定期的に意見・情報交換を行い、適切な意思疎通を図り、実効的な監査業務を実施する。
(3) 内部統制室と密接な連携を保ち、監査役監査の実効性を高める。

以　　上